

2月22日

○議長（玉利道満君） ただいまから、平成25年第1回始良市議会定例会を開会します。
(午前10時00分開会)

○議長（玉利道満君） 本日の会議を開きます。
(午前10時00分開議)

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議長において湯元秀誠議員と安田久議員を指名します。

○議長（玉利道満君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月26日までの33日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。
本定例会の会期は本日から3月26日までの33日間と決定しました。会期日程は、配付しています日程表のとおりであります。

○議長（玉利道満君） **日程第3、諸般の報告**を行います。
市長より、損害賠償の額の決定にかかる専決処分2件及び平成24年度始良市一般会計補正予算（第16号）に関する専決処分の報告書と「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更の専決処分について」の報告が、市監査委員から平成24年度定期監査の結果報告書と、例月現金出納検査の結果報告書が提出されております。

また、始良市土地開発公社及び公益財団法人始良市文化振興公社より、平成25年度事業計画及び予算書等が提出されております。

視察の受け入れについて、1月22日、茨城県ひたちなか市議会より「安心キット事業について」、1月23日、愛知県瀬戸市議会より「企業立地促進について」、2月5日、南九州市議会より「議会基本条例について」、2月14日、神奈川県秦野市議会より「企画提案型街づくり助成事業について」、同日、山口県美祢市議会より「企業誘致について」、2月18日、佐賀県鳥栖市議会より「PFI事業を活用した市営住宅について」、2月21日、熊本県西原村議会より「移住定住促進事業の取り組みについて」研修の受け入れを行っております。

2月15日議会運営委員会前日までに提出された請願は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

また、議長等の出席した主な行事は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（玉利道満君）

- 日程第4、議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算
- 日程第5、議案第2号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算
- 日程第6、議案第3号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算
- 日程第7、議案第4号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8、議案第5号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算
- 日程第9、議案第6号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算
- 日程第10、議案第7号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算
- 日程第11、議案第8号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12、議案第9号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計予算
- 日程第13、議案第10号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算
- 日程第14、議案第11号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計予算

及び

- 日程第15、議案第12号 平成25年度始良市水道事業会計予算

までの12案件を一括議題として、提案理由の説明と市政に対する市長の施政方針の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

本日ここに、平成25年第1回始良市議会定例会が開会され、一般会計及び各特別会計の平成25年度予算の諸議案を提案させていただくにあたり、始良市長として施政方針を申し上げます。

昨年末に発足いたしました第2次安倍内閣は、日本経済、震災復興、外交・安全保障、教育各分野の4つの危機を挙げ、「強い経済を取り戻そう」と、内閣の総力を挙げて諸課題に取り組むことを約束しました。

一方、厳しい財政環境のもとで、国においては地方交付税の減額の方向性を示すなど、今後、本市においてもさまざまな影響が出てくることが予想されます。

こうした時代の大きな転換期を迎える中であっても、それらに的確に対応しながら、市の個性を生かし、市民の皆様が安心して暮らせるようにまちづくりを進めていきたいと考えております。

私は、昨年度発行いたしました第1次総合計画に基づく各種施策の具現化を進める中で、いよいよ始良市としての施策を積極的に展開できる段階になったと考えております。これも、市民や議会の皆様をはじめ関係各位が心一つにして市の発展を考え取り組んでいただいた賜物であると考えております。

私のまちづくりの方向性としては、住みやすい「まち」、住んでよかったと思える「まち」とすることで、郷里である始良に愛着を持っていただき、さらに人間性豊かな「まち」にしていきたいと考えております。

そのため「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」に向けて、総合計画の基本計画に沿った施策を着実に推進してまいります。

さて、始良市が誕生して、早くも4年目を迎えようとしております。

来年度からは、市として次のステージへ駒を進めるとの考え方に立ち、新たな施策の展開のため、

総合計画の実施計画である第3次実施計画を策定し、その一部を平成25年度予算に計上して着実に進めていきたいと考えております。

この第3次実施計画においては、既に着手しております（仮称）松原小学校や消防庁舎の建設に続き、市民の皆様のご念願であった火葬場の建てかえのための準備、交通の要衝としての機能を高めるための幹線道路網整備計画、再生可能エネルギーの利用を推進するための住宅用太陽光発電設置に対する補助などを始めることとしております。

また、森林の活用策として特用林産物の生産拡大とバイオマス資源の活用を目指し、竹材の搬出に助成を行い、タケノコの生産林の整備と竹チップなどの森林資源の活用促進を図ることとしたところであります。

医療対策としましては、休日や夜間医療と救急医療を強化するための具体的な施策を、関係者のご理解を得ながら進めてまいります。

さらに、健康増進と病気の重篤化を防ぐために保健指導の充実を図るとともに、疾病の発生及び重症化を予防するための高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成などを行ってまいります。

防災の施策としましては、平成25年度に市としては初めての大規模な防災訓練を予定しております。これを機会に避難路の確保など、危機管理のあり方を地域の中で真剣に議論していただき、自主防災組織の充実と活動の本格化に向けた支援策を講じてまいります。

このように総合計画を着実に推進するために、新年度から「市民満足度調査」などを実施し、施策の質の向上を図るための検証も行いながら、財政的には「常に身の丈の範囲内で」という信条を忘れることなく堅持し、市としてさらなる発展を目指していきたいと考えております。

私が市長に就任以降、市民の皆様が望んでいることを施策に取り込むために、これまで移動市長室や市長と語る会などで市民の皆様の声を直接お伺いしてまいりました。その際、市民の皆様からは、市の考え方や市長の考え方を、さらに発信すべきであるとのことのご意見が数多くありました。そのため、総合計画を踏まえて市政の考え方について、いろいろな角度からお示していく必要があると強く思ったところであります。

特に、地域コミュニティのあり方については総合計画の中でも少し述べておりますが、わかりやすくお示していく必要があると感じたところであります。

地域コミュニティとは、地域共通の文化や伝統などを踏まえて、その地域の方々が、原則として全員で、ともに議論し、共通の利益・目的を実現するために参加する自治的で民主的なものであると考えております。

その基礎となる自治会については、市長と語る会の中でも、自治会への加入促進についてのご意見が多く出されましたが、これについても、加入促進をお願いする前に、市の地域コミュニティのあり方について、私がどのように考えているかをお示しすることで、加入を考えておられる人の足がかりになると考えたところであります。

これは、私が長年ライフワークとして取り組んでまいりました「まちづくり」であり、目的とする市政そのものであり、行政運営の原点であると考えております。これを実現するためには地域に住む市民みずからが、その地域コミュニティを構成しているということを実感していかなければならないと考えます。

しかし、その地域に参加する方法は生活スタイルによっても異なりますので、周囲がそれを受け入れる寛容な心を育み、同時に参加できない場合には、地域に負担をかけているということに思いをめぐ

ぐらすような心を育んでいく必要があると考えます。これは、隣同士、地域内で、心がつながり合っていればでき得ることであり、市民がそれぞれ自覚することで、始良市らしい地域コミュニティができ上がっていくものと考えております。

なお、地域コミュニティに対する支援を具体化するために、新年度から企画部内に担当する部署を新設し、さらに集落支援員制度のスタートに向けた準備を進めることとしております。これにより、市全体の「まち」の形がさらに整っていき、始良市も創成期を少しずつ脱していくものと考えております。

昨年の我が国を振り返りますと、東日本大震災による被災地の迅速な復興に向けた復興庁が設置され、原子力規制委員会設置法の制定と再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の開始、改正高年齢者雇用安定法が成立するなど、国民が安心して安全に暮らすための政策が進められる中、消費税増税関連8法案が成立し、ふえ続ける社会保障費の財源確保に一定の方向性が示された年でもありました。

私としましても、国の施策を十分に考慮しながら、市民の皆様が共通の利益として、今、何を必要とし、そして将来に向けて求めているものは何なのかを精査しながら施策を進めていきたいと考えております。

さて、私は平成24年度を初年度とする第1次始良市総合計画に基づき、基本理念である「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を念頭に、市長と語る会などでいただいた市民の皆様のご要望やご意見、知識や経験と、始良市議会議員の皆様との政策協議を踏まえながら、着実に市政を前進させてまいりました。

総合計画の重点プロジェクトとして、「子育て・教育」「地域・協働」「安全・安心・活力」という3つの視点と前期戦略プロジェクトを掲げております。

この中では（仮称）松原小学校の平成27年度開校に向けた建設や待機児童解消のための民間保育所の定員増を目的とした施設改修支援、生涯学習の拠点としての機能拡充と子育て支援機能の付加を図るための始良公民館の大規模改修を行ってまいります。

児童生徒数の減少傾向と地域住民の高齢化に歯どめをかけ、地域の活性化を目的とした山田地区への市営住宅建設着手や船津・春花地域での宅地販売、中山間地域への移住定住促進を目的とした補助制度、地域の活性化を目的とした、市内に数多く存在するNPO法人などの多様な主体による取り組みを支援する制度の創設、市民農園の開設による市民間交流の促進などは、地域再生を目的とした地道な取り組みであります。

また、消防庁舎建てかえのための実施設計や加治木地区への防災行政無線の整備着手などは、安全に安心して暮らす上で、とても重要な取り組みであります。

「県央の良さを活かした」施策の一環としましてスマートインターチェンジ整備の着実な推進や、さらなる企業誘致による雇用環境の創出・確保、「あいらん家うまいもんフェスタ」の開催と、これに伴う市内飲食事業者の皆様との積極的な取り組みへの支援、市内周遊観光バス「あいらびゅー号」の継続運行などの施策を進めてまいります。これは、結果として産業の振興による活気あるまちづくりに刺激を与えていると考えております。

私は、総合計画に掲げた8つの将来像、まちの姿を実現していくために、引き続き積極的に施策を実行してまいります。

1つ目の「市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち」に向けた取り組みとして、蒲生

地区で行われている「カモコレ」や、ことし20周年を迎える「日本一大楠どんと秋まつり」への補助を行い、手づくりによる地域の魅力の発信による交流人口の増加と地域の持続的な活性化、結びつきを支援することとしております。

また、平成24年度から取り組んでいる市のコミュニティビジョンの策定を行う中で、少子化・高齢化が進む地域コミュニティの将来のあるべき姿を示し、市民が協働して地域の課題の解決をすることへの支援や、行政のみならず、学校や企業などでの男女の人権を尊重する視点の浸透を目的とする各種施策を行ってまいります。

昨年から取り組んでおります空き家調査については、その結果を集計分析し、新たな空き家情報の蓄積に取り組みながら、人が住んでいたところへ新たに住んでもらうといった施策を進めると同時に、この調査で把握した老朽危険廃屋について分析し、次なる対応について検討を進めてまいります。

2つ目の「子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち」に向けた取り組みとして、本年度、「始良っ子」子育て審議会を設け、社会全体で協働した子育てに取り組むことの提言をいただきました。この提言に基づいて、今議会において始良市子育て基本条例を上程しているところであります。

また、学習環境の改善を図るための（仮称）松原小学校の建設着手と、同校と建昌小学校、建昌・帖佐幼稚園への給食を実施するための小学校給食室別棟の整備や、始良公民館の耐震化工事及び大規模改修と、これにあわせた施設内への子育て支援センターの設置を行い、病児保育の実施や、子どもに関する相談業務の充実など、保護者の子育てに対する不安の軽減を図ってまいります。

3つ目の「豊かな人間性を育むまち」に向けた取り組みとして、始良市教育振興基本計画に基づき、「古から未来への架け橋」という教育理念を掲げ、家庭・地域と連携した道德教育の充実や、小・中学校連携による中学校区をブロックとした学力向上アクションプランの推進など、自立への教育を学校・家庭・地域・事業所が一体となって着実に実践してまいります。

そして、児童生徒などの心のケアのさらなる充実を目的としたスクランブルカウンセリングの実施、新たに2つの公立幼稚園で3歳児保育を開始するなど幼児教育の充実、次世代のリーダーとなる子どもたちに知識と経験の機会を提供するあいら未来特使団の海外派遣や、スポーツによる健全な成長を推進するための施策を実施してまいります。

さらに、地域におけるスポーツ振興策の一環として、施設機能の向上を目的とした始良市総合運動公園への屋内野球練習場の建設などを行ってまいります。

また、始良市誌史料集の編さんに向けた作業も本格化させていきたいと考えております。

4つ目の「生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」に向けた取り組みとして、国民健康保険制度や介護保険制度、後期高齢者医療制度の適正な運用と啓発を行い、健康増進計画に基づきながら、生活習慣病などの予防に向け、健康診断受診率の向上や保健師による戸別訪問や健康相談の充実に積極的に取り組んでまいります。

また、若い時期からの健康づくりに取り組む機会を拡充するため、健康づくりポイント制度の実施に向けた調査準備を進め、介護予防への意識向上と自助努力を支援するため、介護予防ボランティア・ポイント制度を拡充し、高齢者の社会参加や地域貢献を推奨することで、市民の皆様の健康づくりに努めてまいります。

障がい福祉につきましては、今後も重度心身障がい者への医療費助成を継続しながら、新年度から障がい児に対する自立支援医療費、いわゆる育成医療費に対する給付や、障がい児やその家族などに

よる交流活動に対する支援、障がい者の成年後見人制度利用に対する支援を行うとともに、難病に罹患しておられる方に対する日常生活用具の給付助成を行ってまいります。

また、厳しい雇用情勢などを背景として、生活保護の受給世帯数は増加傾向にあり、それぞれの世帯が抱える問題も多様化していることから、面接相談員による他の法律の適用や資産活用などについて助言を行いながら、最後のセーフティーネットとしての制度の理解と周知に努めてまいります。

5つ目の「快適で暮らしやすいまち」に向けた取り組みとして、都市計画マスタープランに基づき、都市化への適正な誘導を促しつつ、秩序ある町の姿を実現するため、都市計画区域の再編に取り組んでまいります。

また、始良警察署が移転することとなり、近隣企業用地の空き地も目立つ加治木港町地区の飲食店街については環境整備を行い、飲食店事業者との連携による活性化を後押しすることとしております。

また、現在進めております加治木地区への防災行政無線の整備の完了により、始良市全域で防災行政無線施設が整うこととなりますので、これにあわせた本市で初めてとなる総合防災訓練の実施、消防庁舎の建てかえに向けた実施設計を行い、市内の全署に配備した高規格救急自動車とドクターヘリを活用することによる救急業務のさらなる高度化に努めてまいります。

そして、加治木地区木田橋の改修や桜島サービスエリアへのスマートインターチェンジ整備の推進、道路や橋梁などの維持・補修による長寿命化の実施や新規都市計画道路の整備に向けた調査、中部地域横断道路の整備に向けた概略設計を実施することで、快適で安全・安心に暮らせる環境づくりを進めるとともに、山田地区への市営住宅の建設、都市公園トイレの水洗化の推進や、高岡公園の多目的広場照明施設の整備などを行ってまいります。

なお、市民相談窓口につきましても、消費者相談を含む業務の充実などを図り、市民が犯罪被害者となることを未然に防ぐための啓発にも努めてまいります。

6つ目の「地域資源を活かした活力ある産業の育つまち」に向けた取り組みとして、近年拡大している鳥獣被害対策を、集落と一体となって継続して取り組み、農業従事者の生産意欲の維持向上に努め、荒廃する竹林の整備を促し、竹材の有効活用と特用林産物の生産性の向上を図ることや、始良西部森林組合が導入予定の高性能林業機械への補助を行うなど、始良市森林整備計画や森林経営計画制度による集団的な森林資源の整備に努めます。

また、国の進める青年就農者への支援による担い手確保対策とあわせて、市独自の新規就農者や認定農業者への支援事業の継続、有機農業や環境保全型農業による安全・安心な農産物の生産促進、地域農産物を活用した6次産業化による特産加工品の開発、製造への具体的な取り組みへの支援を行うとともに、物産館建設に向けた調査検討や、農村地域における市民の憩いの場として中核的な施設である三叉コミュニティセンターの温泉施設を建てかえるための実施設計を行います。

農業農村整備の面では、国や県の事業費が削減されている状況の中、船津・春花地区における農道、集落道路整備や、加治木地区における営農飲雑用水施設整備、用排水施設整備などの農村振興総合整備事業を行い、蒲生地区における中山間地域総合整備事業による用排水施設整備や農道、集落道路整備、上名地区や住吉地区における県営用排水施設整備事業を行ってまいります。

水産業の振興については、稚魚、稚貝などの継続放流による繁殖保護に努めながら、4年目に入る藻場、干潟の再生と保全についても継続して取り組んでまいります。

また、始良市商工会の発足に合わせた「プレミアム商品券」の発行に対する助成や、商店街などの振興を目的としたイルミネーション設置補助や、空き店舗活用を目的としたトライアルショップ制に

よる起業育成支援を行ってまいります。

さらに、昨年12月に多くの来場者でにぎわった「あいらん家うまいもんフェスタ」の継続開催と、このイベントとともに気運の高まったグルメ商品開発への新たな支援をしております。

雇用の機会の創出につきましては、景気の動向に左右されにくい業種へのトップセールスによる積極的な企業誘致を進めてまいります。

観光地の開発と整備につきましては、新たに発見された掛橋坂の整備を始め、花園寺跡庭園や龍門滝・重富海岸周辺及び黒川岬周辺を整備し、「あいらびゅ一号」の継続運行を絡めながら、観光地の付加価値を高めることによる交流人口のさらなる増加を図ってまいります。

7つ目の「環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち」に向けた取り組みとして、住宅用太陽光発電設置に対する補助や、錦江湾奥に位置する自治体の責務としての単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切りかえの推進、ごみの減量化、リサイクルによる資源の再利用を推進してまいります。

環境省が平成26年度に重富海岸に設置を計画している（仮称）重富干潟ミニビジターセンターに関する協議や、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針である環境基本計画を策定するとともに、市の施設にかかる地球温暖化対策実行計画を推進してまいります。

また、広葉樹の植林などを通じた自然を尊ぶ意識の啓発などを行って、森林の持つ水資源の涵養など公益的機能の回復を図ってまいります。

最後に「経営感覚を持った行財政運営のまち」に向けた取り組みとして、公共施設の民間による包括的維持管理への段階的な移行に向けた準備など、行政改革大綱実施計画を着実に実施してまいります。また、市民参画や協働による計画の作成、施策の協議検討やより親しみやすい広報紙やホームページの充実を行い、市役所での各種申請や手続をまとめた（仮称）くらしの便利帳を民間との協働により編集・刊行するなど、市民の皆様との情報の共有を積極的に進め、適切な行財政運営を行ってまいります。

以上、第1次始良市総合計画に基づいて平成25年度の市政運営の基本的な考え方と主な施策の方向性について申し述べました。総合計画の2年目ではありますが、新生始良市のかじ取りを任された最初の市長として節目の年でもあります。事業として既にスタートしているものは、さらに質の向上を図り、また着手して間もないものは、その進捗状況に十分な目配りを行ってまいります。現在、事業化に向けて準備を行っているものは、その目的と方向性を明確にし、事業実施の機を逸することなく、繊細かつ大胆に判断して、未来の子どもたちのためにも先見性のある施策の展開が必要であると考えております。

まちづくりとは、常に現在進行形のものであります。そのためには、市民や議会の皆様と情報を共有して協議を重ね、限られた財源を十分にはかり、私自信の施策の進め方である、確実に達成できるもの、道筋をつけるもの、新たに市民の皆様からご意見をお聞きしながら進めるもの、制度設計を伴うものの分類をわかりやすくご説明しながら、施策を着実に進めていきたいと考えております。

また、一人ひとりの市民や地域、各種団体、企業が、それぞれの個性を發揮しながら、行政とともに協働してまちづくりを行うことが不可欠であると考えております。

これまで以上に、市民の皆様が議論されることで生まれた数多くのご意見、ご提言などをいただき、常に市民の共通の利益を目指しながら、事業の選択と集中による施策の明確な方向づけや市民満足度の向上を図り、寛容と思いやりにあふれ、多様な人々が触れ合いながら暮らしやすさを実感できるま

ちづくりを、これからも引き続き実施していく決意であります。

次に、平成25年度各会計の当初予算の基本方針について申し上げます。

はじめに、一般会計につきまして申し上げます。

平成25年度、国の新政権による予算編成方針は、「平成24年度の大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済政策を実行する」とされています。

平成24年度補正予算案については、緊急経済対策の重点である「復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化」を柱としており、地方自治体に対しても公共事業や経済対策のための臨時交付金の拠出が見込まれております。

また、それに続く平成25年度予算については、財政健全化目標を踏まえて上記3分野を重点化して編成される見通しであります。

本市におきましても、情報収集に努め、国の新しい政策に迅速かつ柔軟に対応してまいります。

一方、県においては、高齢化の急速な進行や医療費の増加により扶助費が引き続き増大する傾向にあり、また、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれていることから、今後も厳しい財政状況が続くものとしております。

このような状況を踏まえ、県では平成25年度予算編成においても「行財政運営戦略」を踏まえた行財政構造改革に引き続き取り組み、「力みなぎる・かごしま」の実現に向けた予算編成が行われているところであります。

本市におきましても、これまで以上のコスト意識のもと、社会経済情勢の変化に対応した真に必要と認められる行政需要に対応し、重点的かつ効率的な施策の展開に努めるべく、第1次始良市総合計画に基づいて策定いたしました第3次始良市実施計画に沿って予算編成を行いました。

歳入面では、歳入の根幹をなす市税については、前年度並みの予算額を確保し、一般財源の不足には財政調整基金など目的に応じた基金の繰入金を予算計上しております。このことは、近年続く医療給付費を初めとする扶助費の大幅な伸びによるほか、合併後4年目を迎える平成25年度以降において、総合計画に基づいた事業にかかる予算を本格的に実施するためであります。

歳出面では、教育施設の建設により教育費が11億1,371万8,000円の増となったほか、社会保障費の急速な伸びなどにより民生費が7億5,631万9,000円の増など、平成24年度当初予算と比較して12億6,000万円、4.8%の増額となりました。

一般会計におきましては、加治木港町地域活性化事業、子どもの医療費助成、障がい者等自立支援給付事業、住宅用太陽光発電設置に対する補助事業、農村振興総合整備事業や中山間地域総合整備事業などの土地改良事業、林道開設事業、重富海岸整備事業、空き店舗活用対策などの商店街活性化事業、商工会プレミアム商品券補助事業、宇都トンネル改修に向けた設計、都市計画区域の見直し、都市公園トイレの水洗化や始良市総合運動公園屋内野球練習場の建設など都市公園の整備、消防庁舎建設に向けた実施設計、（仮称）松原小学校建設事業、小学校給食室別棟整備事業、始良公民館改修事業、子どもの学力向上や学校と地域が融合した人づくりに向けた取り組みなどを主なものとして「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を基軸とする予算編成を行いました。

その結果、平成25年度始良市の一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274億7,700万円です。前年度当初予算額と比較して4.8%の増となりました。この主な要因としましては、小学校建設事業などの教育費及び企業立地促進事業などに伴う商工費の増などが挙げられます。

歳入構成比につきましては、自主財源が全体の32.7%の89億9,077万3,000円で、依存財源が67.3%

の184億8,622万7,000円であります。また、歳出構成比で性質別に申し上げますと、扶助費、公債費などの義務的経費は全体の58.2%の159億8,173万4,000円、普通建設事業費などの投資的経費は11.8%の32億4,439万4,000円で、物件費、繰出金などのその他の経費は30.0%の82億5,087万2,000円であります。

続きまして、特別会計につきまして申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定予算につきまして申し上げます。

被保険者の高齢化などに伴う医療費の増加傾向は依然として続いており、国民健康保険を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきております。そのため、医療費の適正化や後年度の医療費縮減に向けて取り組む保健事業をさらに充実強化しながら、今後の医療費の動向を踏まえ、適正な国保事業運営を目指してまいります。

増加する医療費の節減と被保険者の健康保持増進への取り組みとして、昨年度に引き続き後発医薬品の利用促進のためジェネリック医薬品の差額通知や、レセプト点検の専門業者委託による内容審査を行います。また、これまで保健指導などに生かすために行っていた医療費分析を今後も続けながら、あわせて被保険者の医療費適正化に向けた取り組みを計画してまいります。

また、特定健診の受診率向上に向けた取り組みとともに、運動・栄養教室、ゆっくり水中運動教室、知って得する健康講座などを開催し、さらに疾病予防の観点から、人間ドック、脳ドック及びがんドックの補助も引き続き行ってまいります。

以上、被保険者の健康保持増進及び生活の質の維持向上を図るために必要な経費を計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億1,000万円であります。

次に、国民健康保険特別会計施設勘定予算につきまして申し上げます。

北山診療所及び木津志、堂山、木場の各出張診療所の運営にあたりましては、引き続き、地域に溶け込み、地域の方々に親しまれる医療機関として、これまで取り組んできた事業効果をさらに増進できるよう、より一層の活動の充実を目指しながら、診療はもとより、疾病予防や個々の特性に合った健康管理事業を実施し、健康の増進に寄与できるように必要な経費を計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,800万円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきまして申し上げます。

後期高齢者医療につきましては、昨年度に引き続き、被保険者の健康保持増進を目指し、医療給付の財源確保のための経費と、疾病予防のための健診経費を見込みました。歳入といたしまして、被保険者からの保険料と一般会計からの繰入金を、歳出は、主に後期高齢者広域連合への負担金と、保健事業といたしまして、人間ドック、脳ドック及びがんドックの費用助成を計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,100万円であります。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定予算につきまして申し上げます。

介護保険特別会計保険事業勘定につきましては、これまでの給付実績を踏まえ、平成25年度の介護サービスの見込み量を推計いたしまして、主に要支援者及び要介護者が安定した日常生活を十分に営むために必要な給付の提供にかかる経費と、高齢者を対象とする介護予防として実施する地域支援事業にかかる経費を計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億1,545万6,000円であります。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算につきまして申し上げます。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定につきましては、介護認定において要支援1及び要支援2と認定された高齢者への介護予防サービス計画を作成する指定介護予防支援事業所としての運営を維持するために必要な経費を計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,470万円であります。

次に、簡易水道施設事業特別会計予算につきまして申し上げます。

簡易水道施設事業につきましては、6地区の簡易水道事業及び5地区の飲料水供給施設の適正な維持管理を行い、市民へ「安全・安心でいつでもおいしい水」を供給することにより、「快適で暮らしやすいまちづくり」に寄与することを目的としております。

平成25年度は、施設の維持管理に要する経費のほか、漆地区簡易水道の漆下井戸しゅんせつ業務委託を計上し、予算編成いたしました。井戸しゅんせつの実施により安定した水源を確保し、安全な飲料水の供給を行ってまいります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,074万4,000円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきまして申し上げます。

山田地区では、農業用排水路の水質保全や農村環境の改善を図り、住みよい清潔な環境を確立するため、農業集落排水事業を行っております。

平成25年度は、処理施設の維持管理などに要する経費のほか、起債償還のための公債費を計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,684万7,000円であります。

次に、地域下水処理事業特別会計予算につきまして申し上げます。

地域下水処理事業につきましては、加治木町新生町の処理施設及び平成24年度から市へ移管いたしました始良ニュータウン処理施設の維持管理を行ってまいります。

平成25年度は、処理施設の維持管理などに要する経費などを計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,892万2,000円であります。

次に、農林業労働者災害共済事業特別会計予算につきまして申し上げます。

農林業労働者災害共済事業につきましては、農林作業中に不慮の事故や災害に遭われた方を救済する事業として、補償経費のほか、運営審査委員会経費などを計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204万円であります。

次に、土地区画整理事業特別会計予算につきまして申し上げます。

帖佐第一地区土地区画整理事業につきましては、昨年度繰越金と一般換地の徴収清算金を一般会計へ繰出すための経費を計上し、予算編成いたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000円であります。

続きまして、水道事業会計予算につきまして申し上げます。

水道事業につきましては、予算の執行にあたり、経費節減に努めながら、「安全・安心でいつでもおいしい水」の安定した供給と、各施設の適正な維持管理に努め、「快適で暮らしやすいまちづくり」に寄与することを目的としております。

効率的な水道事業を行うために、平成25年度の事業予定量を給水戸数3万3,500戸、年間総給水量768万5,800m³、1日平均2万1,057m³を見込み、事業に要する経費と施設の整備・更新に要する経費を計上し、予算編成いたしました。

収益的収入及び支出予算における収入につきましては、給水収益を中心に収入総額11億9,022万3,000円を見込んでおります。

支出につきましては、人件費、維持管理費などの経費10億1,889万8,000円を計上いたしました。

収益的収入及び支出予算の収支につきましては、消費税抜きの純利益が1億4,972万7,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出予算の収入につきましては、企業債の借入金1億円のほか、工事負担金及び繰入金などの1億1,793万3,000円の計上であります。

支出におきましては、市道の菅原線、新町・港町線、県道浦蒲生線などの配水管布設及び布設替工事、蒲生地区中迫配水池築造に伴う附帯工事、船津浄水場汚泥濃縮施設設置工事、重富浄水場築造工事実施設計及び企業債償還金などで、7億5,880万5,000円を計上しております。

なお、6億4,087万2,000円の収入不足となりますが、この不足につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金などで補填いたします。

以上、平成25年度の主要な施策と始良市政運営に対しましての、私の所信の一端及び会計ごとの当初予算につきましてはの概要を述べさせていただきました。

これをもちまして、提案いたしております議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算から議案第12号 平成25年度始良市水道事業会計予算までの提案理由といたします。

なお、それぞれの予算の詳細につきましては、お手元に配付いたしております予算概要説明書に記載しておりますので、お目通しくださいますようお願いいたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げますとともに、市民の皆様、議員の皆様の市政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願いいたしまして、平成25年度の施政方針といたします。

○議長（玉利道満君） 施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま、施政方針並びに平成25年度予算関係議案12件について提案理由の説明が終わりましたが、各案件の処理は、3月4日、5日の会議で行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、各案件の処理は3月4日、5日の会議で処理することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。次は11時10分から会議を開きます。

（午前11時00分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分開議）

○議長（玉利道満君）

日程第16、議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件

日程第17、議案第14号 始良市新型インフルエンザ等対策本部設置条例制定の件

日程第18、議案第15号 始良市子育て基本条例制定の件

- 日程第19、議案第16号 始良市職員団体の登録に関する条例制定の件
- 日程第20、議案第17号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第21、議案第18号 始良市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第22、議案第19号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件
- 日程第23、議案第20号 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第24、議案第21号 始良市防災会議条例の一部を改正する条例の件
- 日程第25、議案第22号 始良市災害対策本部条例の一部を改正する条例の件
- 日程第26、議案第23号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第27、議案第24号 始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第28、議案第25号 始良市畜産特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の件
- 日程第29、議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）
- 日程第30、議案第27号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）
- 日程第31、議案第28号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）
- 日程第32、議案第29号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33、議案第30号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）
- 日程第34、議案第31号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第3号）
- 日程第35、議案第32号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36、議案第33号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37、議案第34号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38、議案第35号 平成24年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39、議案第36号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第40、議案第37号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件

及び

- 日程第41、議案第38号 工事請負契約の締結に関する件

までの26案件を一括議題とします。

○議長（玉利道満君） 各提出案件の提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今定例会に提案しております議案第13号から議案第38号までにつきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件についてご説明申し上げます。現在、始良市企業立地促進条例により本市の新たなまちづくりを進めており、合併以降、既に8社

の進出が決定しているところであります。一方、本市に不足しております多目的ホール及び会議室などを有する旅館・ホテルについても誘致の促進を図っているところでありますが、現在のところ、進展がありません。そのため、今回、新たな条例を定め必要な助成措置などを行うことで、本市への旅館・ホテル事業者の早急な進出を図ることにより市民の利便性に資するものであります。

助成内容は、旅館・ホテルの建築費及び用地取得費にかかる経費の30%に相当し、企業立地促進条例の補助金を上回る1億円を限度に交付する建築費等補助金、地元雇用者の数に応じて500万円を限度に交付する雇用促進補助金、さらに固定資産税及び都市計画税に相当する額を、年間1,000万円を限度に3年間奨励金として交付するもので、最高限度額は1億3,500万円であります。

次に、議案第14号 始良市新型インフルエンザ等対策本部設置条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年4月27日に可決、成立されました。同法では、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言後、直ちに市町村対策本部を設置することが義務化され、その対策本部に必要な事項は条例で定めることとなっております。

条例の主な内容は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言後、始良市対策本部を設置するために必要な組織体制や対策本部の会議などの事項を、条例で定めるものであります。

次に、議案第15号 始良市子育て基本条例の制定の件につきましてご説明申し上げます。

今日の我が国の社会は、核家族化、少子化、共働き家庭の増加、地域内の人間関係の希薄化など、子育てをめぐる環境は好ましいものではなく、それぞれの親が不安感や負担感を増大させる傾向にあります。安心して子どもを育てる社会を実現することは、今日の行政上の最重要課題の1つとなっております。

また、昨年8月には、子ども・子育て関連3法が成立するなど、社会全体で子ども、子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築することの機運が高まりつつあります。

本市においては、平成23年度に策定しました始良市教育振興基本計画において、市民総ぐるみによる自立への教育を目指しており、本年度、家庭や学校、地域社会、事業者など、社会全体の協働による子育て、人づくりについて協議するために「始良っ子育て審議会」を設置し、協議を重ねてまいりました。社会全体で子育て、人づくりについて理念を共有し、それぞれの立場で協働してかかわっていくためには条例化を図ることが望まれることから、子育て、人づくりに関する条例を制定するものであります。

条例の内容は、子育てにおける教育理念を明確にするとともに、子育て、人づくりに、家庭、学校、地域社会、事業者、行政など、各部門における役割と責任を明確にするものであります。

次に、議案第16号 始良市職員団体の登録に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、本年4月1日付の始良市公平委員会の設置に伴い、地方公務員法第53条第1項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

主な制定内容は、職員団体の登録及び規約などの変更または解散の届け出に要する事務手続を定めるものであります。

なお、施行期日は平成25年4月1日ではありますが、経過措置として、始良市から公平委員会の事務の委託を受けた鹿児島県人事委員会の登録を既に受けた本市にかかる職員団体については、改めて登録申請の必要のないことを規定しております。

次に、議案第17号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、昨年12月の第4回市議会定例会において議決いただいた、始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるため本条例を制定しようとするものであります。

主な内容は、始良市職員の勤務時間、休暇などに関する条例、育児休業などに関する条例、給与に関する条例、技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例などにつきまして、任期付職員に関する条項等を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号 始良市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、昨年12月の第4回市議会定例会において議決いただいた、始良市暴力団排除条例が、本年4月1日から施行されることに伴い、暴力団排除にかかる施策の1つであります、公の施設における措置といたしまして、暴力団としての組織的な活動や、その運営に資するおそれがあると認められる場合には、貸し館等を行う市の施設の使用について制限などを行うため、関係する条例の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、公の施設にかかる不許可、許可の取り消し、または利用の停止などといった制限を規定するものであります。

また、補助金などの給付事業につきましても、当該事業が暴力団を利することがないように、補助対象者、対象事業者などについて制限などを行うため、関係する条例の改正を行うものであります。これら、関係する47条例につきまして、当該制限などにかかる一部改正を一括して行うものであり、一部の規定を除き、本年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第19号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

現在、始良市立学校給食センターにつきましては、再任用職員を所長として配置しております。所長の業務は、調理、配送の指導、衛生管理、諸検査の確認、給食費の管理、物資購入、給食運営委員会の企画、地産地消の推進など多岐にわたり、検査や非常時の対応の面からも、責任者としてセンターに所長が継続的に常駐する必要があります。しかし、現在、再任用職員の任用期間は1年としており、今後の所長のあり方として、一時的な再任用職員の職務としてでなく市の非常勤職員として位置づけるため、条例の別表第1に所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、障がい者にかかる保健福祉施策におきまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されることに伴い、障害者自立支援法の一部が改正され、この法律の名称も障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にかかわることから、本条例で引用している法律名を改めるものであります。

次に、議案第21号 始良市防災会議条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、災害対策基本法の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、諮問的機関としての防災会議の機能を強化する観点から、防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項の審議の項目を追加し、あわせて学識経験者などを新たに防災会議の委員に選任で

きるようにするとともに、委員定数を30人以内から35人以内に増員するものであります。

次に、議案第22号 始良市災害対策本部条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、本条例で引用している条項に所要の整備を行うものであります。

次に、議案第23号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

霧島市大字隼人町小浜小牧地区への中野地区簡易水道からの給水についての要望があったことを受け、平成23年8月、霧島市との間に公の施設の区域外設置に関する協議書を締結し、昨年3月に給水区域の変更に関する事業認可を受けたところであります。

これにより、平成24年度で小浜小牧地区への配水管布設工事と、霧島市水道から中野地区簡易水道への給水のための送水管布設工事を実施しております。

本件は、3月末から当該地域への給水を開始することに伴い、本条例別表第1に規定している給水区域を変更しようとするものであります。

次に、議案第24号 始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

現在、さえずりの森は、平成24年度事業として鹿児島県地域振興推進事業を活用し、6年度に建築されたミニバンガロー20棟のうち11棟を林間広場等へ移転し、オートキャンプやバーベキューなども利用できる新たな施設としての整備を実施しているところであり、これらの施設の完成に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、新たに整備した施設と新たな用具の名称及び使用料を追加するものであります。

次に、議案第25号 始良市畜産特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本基金は、畜産振興を図るため、国費、県費、市費で基金造成し、畜産農家が繁殖用雌牛などを確保するための導入資金として貸し付けておりますが、国の三位一体改革による税源移譲のため事業中止となりました。県では、事業継続について国と協議を重ねましたが、国は事業実施主体間の公平性の観点から返納すべきとの見解であり、協議の結果、国費相当分については返納することといたしました。

しかし、畜産特別導入事業は、本市の畜産振興を図る上で必要であることから、県との協議により、引き続き鹿児島県家畜導入事業実施要綱に基づいて県費及び市費による基金で運営していくため、根拠法令に所要の整備を行うものであります。

次に、議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、各種事業費の確定及び実績見込みによる追加並びに不用額の減額などが主なものであります。

まず、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補正内容を申し上げます。なお、給料、共済費などの人件費の補正は、人事異動や給付事由の変更などに伴うものでありますので、詳細につきましての説明を割愛させていただきます。

お手元の予算書40ページの議会費関係について申し上げます。

議会費345万円の減額は、費用弁償や市議会広報紙印刷製本費の不用額が主なものであります。

次に、総務費関係について申し上げます。

41ページからの総務管理費 1億3,999万7,000円の追加は、株式会社愛歯に売却した須崎地区公共用地の財産売り払い収入などを積み立てる減債基金費6,880万円の追加、将来的な庁舎建設の資金として積み立てる庁舎建設基金費 1億20万円の追加及び一般管理費、財産管理費、情報管理費などの需用費、委託料などの不用額の減額が主なものであります。

48ページの徴税費624万7,000円の減額は、土地評価システム業務委託料及び納付書などの印刷製本費の不用額が主なものであります。

51ページの選挙費1,436万円の減額は、本年度執行いたしました県知事選挙及び衆議院議員選挙の執行残並びに加治木選挙区における市議会議員補欠選挙が無投票になったことによる不用額が主なものであります。

次に、民生費関係について申し上げます。

54ページからの社会福祉費5,920万7,000円の追加は、障害者自立支援給付費、重度心身障害者医療費などの障害福祉扶助費、国民健康保険特別会計への財政安定化支援事業繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金及び介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金が主なものであります。

56ページからの児童福祉費3,757万4,000円の減額は、子ども手当及び児童手当の不用額が主なものであります。

58ページの生活保護費9,699万2,000円の減額は、生活保護扶助費の不用額が主なものであります。

次に、衛生費関係について申し上げます。

59ページからの保健衛生費786万6,000円の減額は、妊産婦・乳幼児健康診査委託料、予防接種事業の医薬材料費、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の不用額及び健康診査委託料、不妊治療費助成金、単独浄化槽撤去事業補助金の不足見込額が主なものであります。

62ページからの清掃費6,486万3,000円の減額は、塵芥収集業務委託料、資源物中間処理委託料等の塵芥処理費及びあいら清掃センター、あいらクリーンセンターの維持管理経費の不用額が主なものであります。

次に、64ページの労務費関係について申し上げます。

労務諸費238万7,000円の減額は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等にかかる委託料の不用額が主なものであります。

次に、農林水産業費関係について申し上げます。

65ページからの、農業費2,322万4,000円の追加は、農道等用地購入費及び畜産特別導入事業基金の創設にあたり、国から交付された補助金の返納金並びに農業振興関係補助金などの不用額が主なものであります。

67ページからの林業費1,117万2,000円の減額は、公団造林整備事業委託料、ふるさとの森再生事業委託料などの不用額が主なものであります。

次に、商工費関係について申し上げます。

70ページからの商工費395万6,000円の減額は、企業立地促進補助金、観光地整備事業にかかる委託料の減額及び観光基本計画策定業務委託料の増額が主なものであります。

次に、土木費関係について申し上げます。

73ページの道路橋梁費8,883万円の減額は、地方特定道路整備事業などの道路新設改良費の不用額

が主なものであります。

75ページの都市計画費1,276万4,000円の減額は、トイレ水洗化などの公園整備事業及び都市計画道路調査業務委託料の不用額が主なものであります。

76ページの住宅費907万8,000円の減額は、市営住宅建設工事及び木造住宅耐震診断改修補助金の不用額が主なものであります。

次に、消防費関係について申し上げます。

77ページからの消防費1,892万5,000円の減額は、消防救急無線デジタル化電波伝搬調査、基本設計委託料、高規格救急自動車購入費及び防災無線整備にかかる施工監理委託料の不用額が主なものであります。

次に、教育費関係について申し上げます。

79ページの教育総務費、479万5,000円の減額は、教育部臨時職員の社会保険料、やまびこ留学補助金の不用額が主なものであります。

80ページの小学校費2,439万5,000円の減額は、(仮称)松原小学校建設事業設計委託料、学校施設の改修工事費の不用額が主なものであります。

81ページの中学校費470万円の減額は、学校施設の改修工事費、要保護及び準要保護生徒援助費の不用額が主なものであります。

82ページの幼稚園費1,444万円の減額は、市立幼稚園就園奨励費補助金、市単独幼稚園就園奨励費補助金などの不用額が主なものであります。

83ページからの社会教育費690万1,000円の減額は、始良公民館の大規模改修設計委託料及び耐震調査委託料の不用額並びに各公民館施設の光熱水費の不足見込額が主なものであります。

86ページからの保健体育費943万4,000円の減額は、小学校給食室別棟整備事業にかかる地質調査及び設計委託料並びに体育施設、給食施設の維持管理経費の不用額が主なものであります。

次に、災害復旧費関係について申し上げます。

89ページの農林水産業施設災害復旧費170万7,000円の減額は、災害復旧工事の不用額であります。

次に、公債費関係について申し上げます。

91ページの公債費の補正は、実績見込みにより元金4,204万8,000円を追加し、利子781万円を減額するものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は1億9,122万5,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は270億3,300万2,000円となります。これらに伴う歳入につきましては、14ページから39ページまでに掲げてありますとおり、国庫支出金1億5,538万4,000円、市債2億3,280万円の減額などで対処いたしました。

次に、9ページの第2条繰越明許費の補正について申し上げます。

事業の進捗状況など当該予算成立後の事由により、翌年度に事業完了となる社会資本整備総合交付金事業、排水路整備事業など、10事業について繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、10ページの第3条地方債の補正について申し上げます。

地方債補正については、道路台帳統合整備事業、農業農村総合整備事業、道路整備事業、公営住宅建設事業、消防防災施設整備事業ほか、各種事業費の増減に伴い、限度額をそれぞれ追加、変更するものであります。

次に、議案第27号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)につつま

してご説明申し上げます。

今回の補正は、総務費、保険給付費の療養諸費と、高額療養費、共同事業拠出金、保健事業費、基金積立金及び諸支出金の見込額を主に計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書17ページの総務費関係について申し上げます。

医療費適正化対策事業費250万円の減額は、レセプト点検委託料の不用額が主なものであります。

次に、保険給付費関係について申し上げます。

18ページの一般保険者療養給付費5,000万円の減額、退職被保険者等療養給付費4,000万円の追加、19ページの一般被保険者高額療養費2,000万円の追加及び20ページの出産育児一時金432万円の減額は、それぞれ実績見込みに基づくものであります。

次に、23ページの共同事業拠出金は、国保連合会が行う再保険事業の本年度の拠出金の確定に伴う減額であります。

次に、保健事業費関係について申し上げます。

24ページの特定健康診査等事業費500万円の減額及び25ページの疾病予防費300万円の減額は、それぞれ実績見込みに基づくものであります。

次に、27ページの償還金1億445万円の追加及び28ページの繰出金400万円の追加は、国庫支出金の清算と運営費補助に伴うものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、これらの補正総額は3,143万5,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は89億5,651万2,000円となります。これらに伴う歳入につきましては、7ページから16ページまでに掲げてありますとおり、国庫支出金1億5,447万3,000円の減額、県支出金3,974万5,000円の減額、高額医療費共同事業交付金5,996万1,000円の減額、繰入金2,593万9,000円の減額などで対処いたしました。

次に、議案第28号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、実績見込みによる診療収入の減額及び需用費、機器使用料等の不用額が主なものであります。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書9ページの総務費関係について申し上げます。

一般管理費112万7,000円の減額は、医療機器等のリース料の不用額が主なものであります。

次に、11ページの医療費について申し上げます。

医薬品衛生材料費50万5,000円の減額は、医薬材料費の不用額であります。

以上、歳出予算について申し上げますが、これらの補正総額は193万2,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は8,426万7,000円となります。これらに伴う歳入につきましては、5ページから8ページまでに掲げてありますとおり、診療収入760万円の減額などで対処いたしました。

次に、議案第29号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金や、健康診査費の実績見込みによる減額が主なものであります。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書10ページの後期高齢者医療広域連合納付金471万2,000円の減額は、保険基盤安定負担金の不用額が主なものであります。

11ページ保健事業費の健康診査費413万5,000円の減額は、健康診査委託料及び人間ドック等助成金の不用額が主なものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は885万5,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は8億6,890万円となります。これらに伴う歳入につきましては、5ページから7ページまでに掲げてありますとおり、一般会計繰入金907万4,000円の減額などで対処いたしました。

次に、議案第30号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、総務費、介護保険給付費及び地域支援事業費の過不足に伴う補正と、介護保険準備基金への積立金及び諸支出金の精算返納に必要な経費などを計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書18ページの保険給付費関係について申し上げます。介護サービス等諸費の介護サービス給付費210万円の追加は、サービス給付費の増加に伴う不足分であります。

次に、地域支援事業費関係について申し上げます。21ページの介護予防特定高齢者施設事業費332万8,000円の減額は、通所型介護予防委託料の不用額が主なものであります。

22ページの包括的支援事業費232万円の減額は、システムリース料及び保健師等賃金の不用額が主なものであります。任意事業費338万8,000円の減額は、自立支援配食時における見守り事業委託料及び扶助費の不用額が主なものであります。

次に、23ページの基金積立金について申し上げます。介護給付費準備基金積立金981万円の追加は、繰越金等の精算に伴う基金積立金であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は293万7,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は59億50万2,000円となります。

この財源といたしましては、7ページから13ページまでに掲げてありますとおり、前年度繰越金991万8,000円などで対処いたしました。

次に、議案第31号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画作成事業費の実績見込みによる不用額の減額が主なものであります。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書7ページの介護予防サービス計画作成事業費43万円の減額は、介護支援専門員賃金、パソコン借上料の不用額の減額及びケアプラン作成委託料の追加が主なものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、補正総額は43万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は6,955万円となります。

これに伴う歳入につきましては、5ページ及び6ページに掲げてありますとおり、一般会計繰入金300万円の減額などで対処いたしました。

次に、議案第32号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、簡易水道施設管理費、飲料水供給施設管理費の実績見込みによる減額が主なものであります。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書9ページの簡易水道施設管理費265万6,000円の減額は、メーター購入費及び委託料の不用額並びに中野地区簡易水道の霧島市への給水負担金51万円の追加が主なものであります。

以上歳出予算の主なものについて申し上げますが、これらの補正総額は270万8,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は1億4,172万3,000円となります。

これらに伴う歳入につきましては、5ページから8ページまでに掲げてありますとおり、使用料及び手数料453万5,000円の減額などで対処いたしました。

次に、議案第33号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の実績見込みによる不用額の減額を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書8ページ、総務費の一般管理費249万8,000円の減額は、処理施設技術点検業務委託料、公共ます設置及び維持管理委託料の不用額が主なものであります。

以上、歳出予算について申し上げますが、補正総額は249万8,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は、5,417万7,000円となります。

これに伴う歳入につきましては、5ページから7ページまでに掲げてありますとおり、一般会計繰入金377万9,000円の減額などで対処いたしました。

次に、議案第34号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の実績見込みによる不用額の減額を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書7ページ、総務費の一般管理費74万5,000円の減額は、需用費の不用額であります。

以上、歳出予算について申し上げますが、補正総額は74万5,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は2億1,935万7,000円となります。

これに伴う歳入につきましては、5ページ及び6ページに掲げてありますとおり、基金繰入金154万5,000円の減額などで対処いたしました。

次に、議案第35号 平成24年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の実績見込みによる不用額の減額、及び基金積立金を計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書9ページの災害共済補償費86万1,000円の減額は、共済見舞い金などの不用額であります。

10ページの基金積立金90万5,000円の追加は、農林業労働者災害共済基金への積立金であります。

以上、歳出予算について申し上げますが、補正総額は2万4,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は205万7,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから7ページまでに掲げてありますとおり、農林業災害共済掛金1万4,000円、前年度繰越金1万1,000円などで対処いたしました。

次に、議案第36号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書6ページの土木費の土地計画費1,863万2,000円の追加は、徴収精算金の一般会計への繰出金であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は1,863万2,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は1億9,627万4,000円となります。

この財源といたしましては、5ページに掲げてありますとおり、諸収入で対処いたしました。

次に、議案第37号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成22年12月に議決いただき策定いたしました始良市過疎地域自立促進計画について一部変更を行うにあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

過疎地域自立促進計画の変更にあたっては、あらかじめ県と協議を行った上で、議会の議決を受けることが同法に規定されておりますので、県とは既に協議を終えているところであります。

今回の変更の主なものといたしましては、観光ルート整備事業として掛橋坂整備事業、竹林整備支援事業、蒲生秋まつり事業、商店街活性化事業として共通商品券発行、イルミネーション設置補助、トライアルショップ制による企業育成地補助、カモコレ実施事業、住宅用太陽光発電設置事業補助の追加などであります。

次に、議案第38号 工事請負契約の締結に関する件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、防災行政無線施設未整備の加治木地区を中心とした施設整備事業に関する工事請負契約の締結に関し、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な整備内容は、始良市役所本庁舎に親局を設置し、牟礼ヶ岡中継所の既存施設などを活用して、九州総合通信局が指定する周波数や出力で電波を発信し、加治木地区53か所に設置する屋外拡声子局と土砂災害危険地域の住宅、避難所、学校、公共施設など約1,000戸に設置する戸別受信機でその電波を受信し、防災情報や行政情報などを住民に伝達するための施設整備となります。

さらに、情報伝達の多様化を行うために、防災行政無線と既存のメール配信システムとの連動に必要な施設整備を行い、整備後は、防災行政無線からの情報伝達だけでなく、メールやエリアメール、ケーブルテレビ、ラジオなどの多種多様な情報伝達媒体から一斉に情報発信を行うことができるようになります。

契約の相手方は、株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部で、工事請負金額は2億4,539万9,700円、工期は本年9月30日までとなっております。

なお、施設の概要等につきましては、別紙参考資料のとおりであります。

以上、提案をいたしております議案26件につきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長(玉利道満君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま提出案件26件について提案理由の説明が終わりましたが、各案件の処理は3月4日、5日の会議で行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、各案件の処理は3月4日、5日の会議で処理することに決定しました。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩をします。午後は13時から行います。

(午前11時52分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後0時58分開議)

日程第42、議案第39号 始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第43、議案第40号 始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第44、議案第41号 始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第45、議案第42号 始良市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第46、議案第43号 始良市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件

及び

日程第47、議案第44号 始良市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件

までの6件を一括議題といたします。

各提出案件の提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

今定例会に提案しております議案第39号から議案第44号までにつきまして一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第39号 始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

今回提案いたしております鎌田一典氏は、本年5月11日で任期満了となりますので、同氏を2期目の固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

鎌田氏はお手元の資料にありますとおり、昭和50年に専修大学を卒業され、昭和57年に市内で司法書士事務所を開業されて以来、現在に至っておられます。同氏は土地家屋の登記事務などに関する数多くの業務に長年かわられる傍ら、本市の情報公開個人情報保護審査会の委員として、合併前、旧始良町当時の平成18年4月から現在に至るまで、法令に対する専門的見地から審議いただいております。

また、固定資産に対します高い見識を持っておられるとともに、人柄も実直で誠実な方であり、本

市の固定資産評価審査委員会委員として、最適任者であると確信し、上程するものであります。

次に議案第40号及び議案第41号の始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております川田耕司氏と、鶴田一夫氏が本年5月11日をもって任期満了となりますので、後任に中山修二氏及び川崎永寿氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

中山氏はお手元の資料にありますとおり、昭和46年に鹿児島経済大学を卒業し、同年7月から旧加治木町役場に入庁以来、退職されるまで、地域の発展と住民の福祉の増進に努められ、特に総合計画の策定に尽力されてきました。退職後は、行政連絡員を務められたほか、総務省行政連絡相談委員として、市民のさまざまな分野にわたり、相談業務にも積極的にかかわっておられます。

また、川崎氏はお手元の資料にありますとおり、昭和44年に県立加治木高等学校を卒業し、同年4月から熊本国税局に入局され、東京国税局、熊本国税局管内の税務署で勤務された後、平成4年から税理士として開業されて以来、現在に至っておられます。

同氏は税の申告などに関する数多くの業務に長年かわられた実務経験から税法などに対する高度な専門知識を生かして、中立、公正、慎重に審査されることが期待されます。

このようなことから、お二人とも人格、識見ともに、本市の固定資産評価審査委員会委員として最適任者であると確信し、上程するものであります。

次に議案第42号から議案第44号までの始良市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本年4月1日に設置されます始良市公平委員会委員に長谷川史明氏、川瀬孝二氏、古城りり子氏の3人をそれぞれ選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、長谷川氏はお手元の資料にありますとおり、昭和53年に創価大学を卒業された後、明治大学大学院で法学を専攻され、平成2年から鹿児島女子短期大学講師、15年から志學館大学助教授、18年から現在に至るまで、同大学の教授として勤務しておられます。

同氏は、大学におきまして法学の研究に携われる傍ら、本市の情報公開個人情報保護審査会の委員として、合併前、旧始良町当時の平成18年4月から現在に至るまで法令に対する専門的見地から審議いただいております。このように法律などに関する高い見識を持って、中立、公正に審査されることが期待されるとともに、人柄も実直で誠実な方であります。

次に、川瀬氏は、お手元の資料にありますとおり、昭和40年に蒲生高等学校を卒業された後、同年8月に旧蒲生町役場に入庁され、水道課長、建設課長、総務課長などを歴任し、地域の発展と住民の福祉増進に努められ、平成19年の定年退職後も、その豊かな行政経験を生かして、再任用職員として22年3月まで旧蒲生町役場で総括監として勤務されました。

同氏は、現在も始良市公有財産処分委員会委員に、行政改革推進委員会委員として、行政が取り組むべき課題や問題に積極的にかかわっておられます。このように長年の行政経験で培われた高い見識を持ち、労使双方の立場を十分に理解され、中立、公正に審査されることが期待されるとともに、人柄は実直で誠実な方であります。

次に、古城氏は、お手元の資料にありますとおり、昭和50年に鹿児島県立短期大学を卒業されておられます。旧始良町におきましては、各種協議会などの委員として活躍され、始良市誕生の際には、

始良西部合併協議会委員として尽力されました。

現在は、本市の人権擁護委員や女性相談委員として多種多様な相談業務にかかわっておられると同時に、裁判所調停委員も務めておられます。このように、広く社会の実情にも通じ、中立、公正に審査されることが期待されるとともに、人柄も実直で誠実な方であります。

これらの3人の方は本市の公平委員会委員として最適任者であると確信し、上程するものであります。

以上、提案をいたしております議案6件につきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） まず、議案39号と40号、41号は3氏とも人格、識見、今までの行政経験、申し分ないと思いますが、そこで3点ほどお尋ねをいたします。

この固定資産評価審査委員会委員というの、仕事の、仕事ですね、1年にあるいはこの任期中に何回出会されるのか、そして仕事の内容は大体はつかんでいるつもりですが、仕事の内容はどうなっているのですか。

それから、その任期、任期は何年になっているのか。

以上です。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、最初に、任期中に何回出会されるかということでございますが、この案件があったときに出席をしていただきまして、審査をしていただくということになります。

今回議決をいただきますと、3名の方が決まりましたら、近い5月11日が任期満了となりますので、それ以降の近い時期に集まっていいただきまして、いろいろ打ち合わせとそれから委員長さんを定めることとなります。

ちなみに、平成24年度は、1件案件がございまして、4回出会いただきまして、4回の会を開催いたしております。

それから、仕事の内容でございますが、固定資産の課税台帳に登録された価格に不満がある場合、審査の申し出をされるわけです。それについて、審査をするということになります。

任期は、3年になります。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○5番（田口幸一君） 任期と仕事の内容はわかりましたけど、5月11日に集まって、3人の委員に集まっていいただきまして、委員長を決めるということですが、24年度は、今、部長の答弁では4回あったということですが、住民からこの固定資産税についての事案がなかった場合は、なかった場合は、1年に一回も出会されないという場合もあるわけですね。

任期は3年あるということですが、どうでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） そういうことになります。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○23番（里山和子君） 議案42号と43号、44号について質疑をいたしますが、この公平委員会という委員会ではどういう仕事が行われるのかどうかということと、それから任期は何年になるのかということと、年に何回ぐらい出ることになるのかということですね。

それから、この川瀬氏については、労使双方の立場を十分理解されているというふうに書いてあるんですけども、特に労働者のほうの立場というか、そういうことをこの主張できる方が大変重要ではないかと思っているんですけども、そういう意味では、この方はどういう仕事をされてきたのかですね。

それから、各町からお一人ずつというのが理想ではあると思うんですけども、旧始良町の方が2人になっているんですけども、この古城さんについては、この件について加治木町ではこういう立場の方はいらっしやらなかったのかどうか。

以上、質疑いたします。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、仕事の内容でございますが、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求等の審査、それから職員に対する不利益な処分について、不服の申し立てに対する採決または決定、そういうことが仕事になります。

任期は、原則4年でございますが、詳細については、後もって担当課長のほうから説明をさせます。

それから、今までこの公平委員会はなかったわけですが、これは鹿児島県のほうに事務委託をしております、12月でもお答えいたしました、この開催をした事例はありませんでした。

それから、川瀬氏の件でございますが、市長の提案理由の中にもありましたように、旧蒲生町のほうで総務課長をされておられまして、その後も残られて業務をされていたということで、ここにありますように、労使双方の立場がよくわかっておられるということでお願いをするということでございます。

以上でございます。

○総務部総務課長（恒見良一君） 総務部総務課の恒見です。

お答えいたします。

先ほど、任期が4年と、このことにつきましては、地方公務員法の第9条の2第10項の中で、4年という形になっているわけなんですけれども、実際の取り扱いの中では、この地方公務員法の附則の中に、3人の方がいらっしやるわけなんですけれども、1人は4年、1人は3年、1人は2年ということで、本日承認していただければ、各員の任期を、今度は承認後に地方公共団体の長、市長のほうでくじを引いて、委員の方の了解のもとで任期のほう定めると、そういう形になっております。

それから、旧町ごとになってことで、加治木町の方いらっしやらなかったかということのご質問等ご

ございましたけれども、そのことにつきましては、やはりこの中でいろいろする中で、合併してから3町、当然旧3町もあるわけなんですけれども、考え方、今回の場合は、それぞれ今回の市長の提案理由の中でもございましたように、1人は法律的に詳しい方、また1人は労使双方に詳しい方、1人は男女共同参画の立場でっていうことで、そういったものを踏まえながら、今回提案したところでございます。

以上でございます。

○23番（里山和子君） この委員会としては、給与に対する不服でしょうかね、勤務時間等の不服の申し立てがあった場合に、この委員会は多分開かれるんだろうと思うんですけども、労働者のそういう不服ということで、やっぱりどちらの立場もわかっている人も大事なんですけども、そういった大学の先生、公平に法的に物を考えられる人、それからやっぱり労使双方となると、労働者の立場のよくわかる人もやっぱり入れるべきではないかというふうに思うんですけども、そういう方が3人の中で特別いらっしやらないような気がするんですけども、そのあたりは考慮されることにはならなかったんでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） 先ほどからも答弁していますように、労使双方の立場を公平に判断できる方という観点から選んでおりますので、例えば、労働者側、使用者側そういう配慮じゃなくて、公平に理解、判断できる方ということで選んでおります。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 1つだけ、お尋ねいたします。

提案理由の中にごございましたように、法律あるいは行政、さらには多種多様なそれぞれの経験を持って、見識を持って中立、公正に審査されるというような、ご説明でありましたが、議案第44号の古城氏ですが、この方、あらゆる方面にご活躍されていらっしゃる、私のところのすぐ目の前に住んでおられる方なんですけど、この参考資料にありますように、平成22年から始良市の女性相談員、始良市食生活改善推進協議会委員、始良市人権擁護委員、さらに男女共同参画審議会委員、こういったたくさんの方の役職を兼ねているんですけど、このほかにもまだ何か役職持っておられるのでしょうか。まず、これをお知らせください。

○総務部総務課長（恒見良一君） お答えいたします。

参考資料に載っているいろいろ役職やっらっしゃるわけなんですけれども、私どものほうで本人からも聞き取りをしたところでは、この資料に載ってる、この役職ということで理解しているところでございます。

以上でございます。

○29番（森川和美君） いずれにしても、非常に大事な役職を現在持っておられるんですけど、よくいろんな市のほうで発行される、あるいはいろんな資料においての中身において、私はいつもお尋

ねをしてるんですけども、人材の宝庫の始良市なんだというふうにおっしゃっているんですが、特に私はこの古城氏が適格じゃないということではないんですけども、このほかにはまだたくさんすばらしい人材がいらっしゃると思うんですが、こういうふうな4つ、5つ役職を持っておられる方以外に、市長がこの方だというふうにする方がいらっしゃらなかったと理解してよろしいんですかね。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今おっしゃいますように、人材の宝庫であるというのは認識をしておりますが、いざお願いをしてみますと、なかなか、いろんな委員さんがありますが、なかなか承諾をしてもらえないというのが、現実でございます。そういう中で、今回は、古城さんをお願いをしたところでございます、たくさんの方がいらっしゃいますけども、なかなか承諾をしていただけないということがございますので、ご理解よろしくをお願いします。

○29番（森川和美君） 最後ですが、これちょっと希望になるんですけども。たくさんの方のこういった役職の委員を選任、そして任期はわかっておるわけですね。何年には、どこどこが任期満了になると。そうであれば、かねて平生からそういうリストをつくっておるべきじゃないかと思うんですが、これを最後にお聞かせください。

○総務部長（屋所克郎君） 参考にさせていただきたいと思います。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第44号までの6件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号から議案第44号までの6件は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。

まず、議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第40号についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第41号についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第42号についての討論を行います。討論はありませんか。

○5番（田口幸一君） 42、43、44、いずれにも関連することですけど、この公平委員会委員というのは今までは県に委託してあった。今度始良市で初めてこれを、委員を、設けるということですが、先ほど、里山議員のほうからも質疑が出ておりましたが、人格、識見、今までの経験とか、人物、申し分ないと思うんですが、これは、職員の給与とかそういうのについての公平委員会というのを今、質疑を聞いて感じとりましたが、この中で私は、労働側の考え方が、この3人の委員としては反映されないのではないかとということで、労働側の委員を3人だったら、4年、3年、2年ということで総務課長が説明しましたが、そのような立場から、私は労働側の考え方がこの委員に選任の提案に反映されていないということで反対いたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。これで議案第43号の討論を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第44号についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。これで議案第44号の討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから議案第39号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（玉利道満君） ただいまの出席議員は29人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に湯元秀誠議員と安田久議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（玉利道満君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって、否とみなすことになっております。

記載については、設置してあります記載台を使用願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（玉利道満君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

1 番 本村良治議員	2 番 笹井義一議員
3 番 湯元秀誠議員	4 番 安田 久議員
5 番 田口幸一議員	6 番 湯之原一郎議員
7 番 法元隆男議員	8 番 有馬研一議員
9 番 森 弘道議員	10 番 和田里志議員
11 番 竹下日出志議員	12 番 川辺信一議員
13 番 湯川逸郎議員	14 番 河東律子議員
15 番 堂森忠夫議員	16 番 東馬場 弘議員
17 番 上村 親議員	18 番 兼田勝久議員
19 番 神村次郎議員	20 番 谷口義文議員
21 番 隈元康哉議員	22 番 出水昭彦議員
23 番 里山和子議員	24 番 堀 広子議員
25 番 萩原哲郎議員	26 番 小山田邦弘議員
27 番 吉村賢一議員	28 番 川原林 晃議員
29 番 森川和美議員	

○議長（玉利道満君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。湯元議員、安田議員の開票立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（玉利道満君） 投票結果を報告します。

投票総数 29票

有効投票 29票

無効投票 0票

有効投票中 賛成 29票

以上のおおり、賛成です。

議案第39号は、同意することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第40号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は29人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に田口幸一議員と湯之原一郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（玉利道満君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなすことになっております。記載については、設置してある記載台を使用願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（玉利道満君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 本村良治議員 | 2 番 笹井義一議員 |
| 3 番 湯元秀誠議員 | 4 番 安田 久議員 |
| 5 番 田口幸一議員 | 6 番 湯之原一郎議員 |
| 7 番 法元隆男議員 | 8 番 有馬研一議員 |
| 9 番 森 弘道議員 | 10 番 和田里志議員 |
| 11 番 竹下日出志議員 | 12 番 川辺信一議員 |
| 13 番 湯川逸郎議員 | 14 番 河東律子議員 |
| 15 番 堂森忠夫議員 | 16 番 東馬場 弘議員 |
| 17 番 上村 親議員 | 18 番 兼田勝久議員 |
| 19 番 神村次郎議員 | 20 番 谷口義文議員 |
| 21 番 隈元康哉議員 | 22 番 出水昭彦議員 |
| 23 番 里山和子議員 | 24 番 堀 広子議員 |
| 25 番 萩原哲郎議員 | 26 番 小山田邦弘議員 |
| 27 番 吉村賢一議員 | 28 番 川原林 晃議員 |
| 29 番 森川和美議員 | |

○議長（玉利道満君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。田口議員、湯之原議員の開票立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（玉利道満君） 投票結果を報告します。

投票総数 29票

有効投票 29票

無効投票 0票

有効投票中 賛成 27票

反対 2票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第40号は、同意することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第41号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は29人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に法元隆男議員と有馬研一議員を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（玉利道満君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなすことになっております。記載については、設置してあります記載台を使用願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（玉利道満君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

1 番 本村良治議員	2 番 笹井義一議員
3 番 湯元秀誠議員	4 番 安田 久議員
5 番 田口幸一議員	6 番 湯之原一郎議員
7 番 法元隆男議員	8 番 有馬研一議員
9 番 森 弘道議員	10 番 和田里志議員
11 番 竹下日出志議員	12 番 川辺信一議員
13 番 湯川逸郎議員	14 番 河東律子議員

15番 堂森忠夫議員 16番 東馬場 弘議員
17番 上村 親議員 18番 兼田勝久議員
19番 神村次郎議員 20番 谷口義文議員
21番 隈元康哉議員 22番 出水昭彦議員
23番 里山和子議員 24番 堀 広子議員
25番 萩原哲郎議員 26番 小山田邦弘議員
27番 吉村賢一議員 28番 川原林 晃議員
29番 森川和美議員

○議長（玉利道満君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。法元議員、有馬議員の開票立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（玉利道満君） 投票結果を報告します。

投票総数 29票

有効投票 29票

無効投票 0票

有効投票中 賛成 27票

反対 2票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第41号は、同意することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第42号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は29人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に森弘道議員と和田里志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（玉利道満君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなすことになっております。記載については、設置してあります記載台を使用願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（玉利道満君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

1 番 本村良治議員	2 番 笹井義一議員
3 番 湯元秀誠議員	4 番 安田 久議員
5 番 田口幸一議員	6 番 湯之原一郎議員
7 番 法元隆男議員	8 番 有馬研一議員
9 番 森 弘道議員	10 番 和田里志議員
11 番 竹下日出志議員	12 番 川辺信一議員
13 番 湯川逸郎議員	14 番 河東律子議員
15 番 堂森忠夫議員	16 番 東馬場 弘議員
17 番 上村 親議員	18 番 兼田勝久議員
19 番 神村次郎議員	20 番 谷口義文議員
21 番 隈元康哉議員	22 番 出水昭彦議員
23 番 里山和子議員	24 番 堀 広子議員
25 番 萩原哲郎議員	26 番 小山田邦弘議員
27 番 吉村賢一議員	28 番 川原林 晃議員
29 番 森川和美議員	

○議長（玉利道満君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。森議員、和田議員の開票立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（玉利道満君） 投票結果を報告します。

投票総数 29票

有効投票 29票

無効投票 0票

有効投票中 賛成 25票

反対 4票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第42号は、同意することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第43号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は29人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に竹下日出志議員と川辺信一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（玉利道満君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなすことになっております。記載については、設置してあります記載台を使用願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（玉利道満君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

1 番 本村良治議員	2 番 笹井義一議員
3 番 湯元秀誠議員	4 番 安田 久議員
5 番 田口幸一議員	6 番 湯之原一郎議員
7 番 法元隆男議員	8 番 有馬研一議員
9 番 森 弘道議員	10 番 和田里志議員
11 番 竹下日出志議員	12 番 川辺信一議員
13 番 湯川逸郎議員	14 番 河東律子議員
15 番 堂森忠夫議員	16 番 東馬場 弘議員
17 番 上村 親議員	18 番 兼田勝久議員
19 番 神村次郎議員	20 番 谷口義文議員
21 番 隈元康哉議員	22 番 出水昭彦議員
23 番 里山和子議員	24 番 堀 広子議員
25 番 萩原哲郎議員	26 番 小山田邦弘議員
27 番 吉村賢一議員	28 番 川原林 晃議員
29 番 森川和美議員	

○議長（玉利道満君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。竹下議員、川辺議員の開票立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（玉利道満君） 投票結果を報告します。

投票総数 29票

有効投票 29票

無効投票 0票

有効投票中 賛成 23票

反対 6票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第43号は、同意することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 静粛にしてください。次に、議案第44号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は29人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に湯川逸郎議員と河東律子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（玉利道満君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなすことになっております。記載については、設置してあります記載台を使用願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（玉利道満君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 本村良治議員 | 2 番 笹井義一議員 |
| 3 番 湯元秀誠議員 | 4 番 安田 久議員 |
| 5 番 田口幸一議員 | 6 番 湯之原一郎議員 |
| 7 番 法元隆男議員 | 8 番 有馬研一議員 |
| 9 番 森 弘道議員 | 10 番 和田里志議員 |
| 11 番 竹下日出志議員 | 12 番 川辺信一議員 |
| 13 番 湯川逸郎議員 | 14 番 河東律子議員 |
| 15 番 堂森忠夫議員 | 16 番 東馬場 弘議員 |
| 17 番 上村 親議員 | 18 番 兼田勝久議員 |
| 19 番 神村次郎議員 | 20 番 谷口義文議員 |
| 21 番 隈元康哉議員 | 22 番 出水昭彦議員 |
| 23 番 里山和子議員 | 24 番 堀 広子議員 |
| 25 番 萩原哲郎議員 | 26 番 小山田邦弘議員 |

27番 吉村賢一議員 28番 川原林 晃議員

29番 森川和美議員

○議長（玉利道満君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。湯川議員、河東議員の開票立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（玉利道満君） 投票結果を報告します。

投票総数 29票

有効投票 29票

無効投票 0票

有効投票中 賛成 15票

反対 14票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第44号は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、3月4日午前10時から開きます。

（午後2時15分散会）